

○太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

平成27年 9 月30日 条例第17号

改正

平成27年12月28日 条例第21号

平成29年 3 月31日 条例第 3 号

令和 5 年12月20日 条例第11号

令和 6 年12月19日 条例第15号

太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が利用特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日条例第21号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第3号)

(施行期日)

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

附 則（令和 5 年12月20日条例第11号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 6 年12月19日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

機関	事務
1 町長	介護保険法（平成 9 年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	太子町子ども医療費の助成に関する条例（平成 6 年太子町条例第29号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年太子町条例第11号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年太子町条例第27号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 （第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条

		第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	太子町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の資格者等に関する情報であって規則で定めるもの
		共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）に関する保険給付の資格者等に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため

		の預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第３条第３項第１号から第３号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 町長	太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条各号に規定する事項であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の資格者等に関する

		情報であって規則で定めるもの
		共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関	町長	住民票関係情報であって規則で定めるものの

	する事務であって規則で定めるもの		
2 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるものの